記

1　意見の対象となる取消しをしようとする登録

⑴　登録番号

⑵　登録に係る特定農林水産物等の名称

⑶　登録生産者団体の名称及び住所

2　意見の内容

上記１の登録は、

□　取り消すべきである。

（理由）

□　取り消すべきではない。

（理由）

□　その他

3　添付書類の目録㈱

㈱　意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

別記

様式第十号（第二十一条関係）

（表）

第　　号
年　　月　　日発行

身　分　証　明　書

官職名及び氏名

年　　月　　日生

上記の者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第24条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

写

真

押出スタンプ

農林水産大臣　　印
（地方農政局長又は北海道農政事務所長）

（裏）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第24条　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録生産者団体、生産業者その他の関係者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所、倉庫、ほ場、工場その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは農林水産物等、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第31条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第24条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第32条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第28条　３億円以下の罰金刑

二　第29条　１億円以下の罰金刑

三　前条　同条の罰金刑

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

○農林水産省・国土交通省令第二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年農林水産省・運輸省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号ルに中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。